

平成 26 年 8 月 31 日

三重県臨床心理士会
会長 鈴木 誠

『公認心理師法案』に関する三重県臨床心理士会の姿勢について

三重県臨床心理士会総会（平成 26 年 7 月 27 日）において、以下の議案が圧倒的賛成多数で採決されました。

汎用性のある臨床心理士の国家資格化を目指し、医療機関においても「医師の指導」とする法制化を目指す活動を行う。

「誰のための心理職の国家資格化なのか」。『公認心理師法案要綱骨子（案）』が明らかにされて以来、当会ではこの視点に基づいての意見表明を行ってきました。今、改めてこの法案に対する当会の考えを表明します。

本年 6 月 16 日に国会に上程され、臨時国会での継続審議となった『公認心理師法案』は、「国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする」と謳う法案です。しかし、その『公認心理師法案』の内容に関して、私ども三重県臨床心理士会は、以下の 3 つの観点から強い危惧の念を抱いております。

国民の心の健康の増進に真に寄与できる心理職の国家資格が創設されるよう、関係者各位が以下の点を踏まえて再度慎重にご検討くださることを、切に要望いたします。

1. 本来であれば、心理職の国家資格化は受益者である国民のためにという目的の下に創設が進められるはずのものです。しかし、現在の法案がこうした目的に適うものとなっているかについては、今なお疑念が払拭できません。すなわち、今後の資格取得者となる人々の身分の保障や待遇の改善という観点から、この法案の成立に向けての動きが強く推進されている感が否めません。このような潮流の中で仮にこの法案通りに公認心理師が創設されたとしても、後に述べる 2 つの観点から、国民の信頼を裏切る資格となってしまうことを、私どもは危惧いたします。

今一度、「誰のための心理職の国家資格化なのか」という原点に立ち返って、その目的に真に適う資格創設となるようにご一考いただきますことを、強く要望いたします。

2. いわゆる「医師の指示条項」（「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」（第四十二条の二））が心理職の独自性・独立性を脅かす条項であると共に、国民の自己決定権などの権利への侵害を招くものとなっていることに、私どもは強い懸念を表明いたします。

国民一人一人は、自己決定権に基づいて心理的援助を受ける権利を有しているはずで
す。また、国家資格化される心理職も、本来であれば、その国民の権利に応えることのできる
資格であるべきです。

しかし、「医師の指示条項」の下では、心理職が医療から独立して心理的援助を提供す
ることに制約が課されてきます。このことにより、ひいては国民の権利が侵害されるとい
う事態を招かれることを、私どもはかねてより主張してまいりました。

そこで当会としては、現在の法案に対して、次のような修正を加えていただくよう、関
係者の皆様に切に要望いたします。

すなわち、主治医との関係については「保健医療領域においては」などの限定的な文言
を付与し、他領域においては「指示」ではなく「連携のもとに」という位置づけにするな
どして、心理職の独自性・独立性が保持される資格としていかなることを強く要望する
次第です。

これは、受益者である国民の権利を守るための要望であると共に、これまでの四半世紀
に及ぶ臨床心理士の社会的貢献を鑑みた上での要望でもあります。臨床心理士の活動は、
医療の範疇に収まるものではありません。臨床心理行為と呼ばれる、医行為とは異なった
独自性を有する臨床心理士の活動が、医師との関係において強い制約を受けることが無い
ように、資格の修正を加えていただきますことを重ねて要望申し上げます。

もちろん、こうした主張が医師との連携をないがしろにする意図からのものではないと
いう点は、申し上げるまでもありません。医師と心理職とが専門家同士の信頼関係の下に
利用者の心理的な健康増進に寄与できるように努力を重ねることは、専門家として当然の
責務であると考えます。

3. 新たに創設される心理職の国家資格が、その質において、臨床心理士のこれまでの歴史 を踏まえて継承発展されたものとなることを強く要望いたします。

『公認心理師法案』では、その受験資格は「文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に
掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者」（第七条の三）とされていま
す。これは解釈の在りよう如何によっては、高卒ないしは専門学校卒の学歴であっても公
認心理師の受験資格の取得が可能という文言となっています。しかし、当会といたしまし
ては、心理的援助の最大限可能な限りの質の担保を行うために、現行の臨床心理士と同等
以上の高等教育機関における訓練課程を要求することが妥当であると考えます。

そして、『公認心理師法案』の中では、資格取得後の資格更新を義務づける文言が謳わ
れておりません。これに対して、私ども臨床心理士は、継続的な研修を重ねることによる
5年ごとの資格更新が義務づけられています。

これらの点を踏まえて、利用者である国民ひとりひとりのためにも、臨床心理士と同等
あるいはそれ以上の、専門職としての生涯学習に裏付けられた質の維持が法案において明
記されることが妥当であると私どもは考えます。新たに創設する国家資格の要件に、こう
した観点が織り込まれることを要望いたします。

以上